



2021年7月30日

日本鉄道労働組合連合会

J R 連 合 の 要 望 が 実 現 ！ グ ル ー プ 内 出 向 に も 産 業 雇 用 安 定 助 成 金 制 度 が 適 用 拡 大 ！

厚生労働省は7月28日、「独立性が認められない事業主間で実施される出向への助成」を公表し、8月1日よりグループ内出向を行った場合においても、出向元・出向先双方の事業者に対して産業雇用安定助成金制度を適用することを明らかにした。

同制度は、コロナ禍により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた企業の雇用維持を目的に、グループ外への在籍型出向を支援するために本年2月に創設された。その一方で、柔軟な雇用調整を行うためにグループ内への在籍型出向が行われているという実態があり、支援の拡充の必要性が生じていた。

J R 連 合 は、加 盟 単 組 か ら の 要 望 も 受 け、本 年 5 月 に 連 合 本 部 と の 「 総 対 話 行 動 」 に お い て こ の 課 題 の 解 決 を 求 め た。直 ち に 連 合 ・ 神 津 会 長 が 加 藤 官 房 長 官 に 要 望 を 伝 え、厚 労 省 内 で 具 体 的 に 検 討 が 進 め ら れ た。そ の 後、既 に 課 題 が 生 じ て い る J R 連 合 を は じ め と す る 関 係 産 別 に 対 し、同 省 か ら の ヒ ア リ ン グ が 実 施 さ れ、こ こ で 具 体 的 に 要 請 し た 事 柄 が 厚 労 大 臣 の 諮 問 機 関 で あ る 労 働 政 策 審 議 会 で 取 り 上 げ ら れ、今 回 の 支 援 拡 充 に 繋 が っ た。ま た 本 年 6 月、航 空 連 合 ・ サ ー ビ ス 連 合 と と も に 田 村 厚 生 労 働 大 臣 へ 直 接 的 に 要 請 を 行 っ た こ と も 功 を 奏 し た と 言 え る。

今 回 の 支 援 拡 充 は、こ う し た 一 連 の 取 り 組 み に よ る 大 き な 成 果 で あ る。J R 連 合 は 今 後 も 政 策 活 動 を 積 極 的 に 展 開 し、引 き 続 き 雇 用 調 整 助 成 金 の 特 例 措 置 と い っ た 働 く 仲 間 の 雇 用 と 生 活 を 守 る 政 策 の 実 現 に 向 け て 取 り 組 み を 強 化 し て い く。

「在籍型出向」により、労働者の雇用維持に努むる事業主の皆さまへ **制度改正のお知らせ**

独立性が認められない子会社間などの「在籍型出向」も産業雇用安定助成金の助成対象になります

助成金の概要

「産業雇用安定助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う**ものです。

新たに助成金の対象となる「出向」 NEW

以下の項目全てを満たした出向が対象となります。

- 資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向
 - 子会社間の出向（母社の親会社からの出資割合を乗じて母会社が50%を超える場合に限定）
 - 代表取締役が同一人物である企業間の出向
 - 親会社と子会社の間の出向
 - 「人事・経費・労務管理・労働条件等の決定への関与」や「業務の取引状況」などを総合的に判断し、独立性が認められないと判断される企業間の出向
- 独立性が認められる事業主間で実施される出向の場合は、通常の助成率・助成額が適用されます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、**通常の配属転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向**
- **令和3年8月1日以後に新たに開始される出向**

※助成金を受け取るにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。詳細は下記の「申請・お問い合わせ先」をご確認ください。

助成率 NEW

出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

助成率	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額（出向元・先の方）	12,000円/日	

※出向の成立に要する措置を行った場合に助成される「出向初月経費助成」は支給されません。

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターもしくは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】
電話番号 0120(60)3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む
※助成金の相談・申請先は（出向）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。お問い合わせ先はこちら

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL030728205

(厚労省 HP) <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000812411.pdf>